

市税納期

【問合せ】 税務課 収税班 ☎773・6669

各税目納期一覧表（納税通知書が届いたら必ず開封し、納期限までに納めてください）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税		1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期		2期				3期		4期		
軽自動車税	全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限日 (口座振替日)	5/31	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4	1/31	2/28	3/31

安全・確実な 口座振替（口座からの自動引き落とし）が便利です

口座振替日の前営業日（営業時間内）までに引落しに必要な額を口座に入金してください。残高不足などで口座振替できなかった場合は、届いた「口座振替不能通知書」を使用し、現金で金融機関、コンビニエンスストア、市役所各庁舎で納めてください。

手続き

市内の金融機関 通帳、届出印、納税通知書を持参し、「口座振替依頼書」を記入して金融機関の窓口へ提出

※「口座振替依頼書」は各金融機関にあります

郵送専用用紙 市ウェブサイトから「口座振替依頼書」をダウンロードし、税務課へ提出

※詳しくは、市ウェブサイト（「口座振替での納付」で検索）をご覧ください

開始日 「口座振替依頼書」を提出すると、提出日の翌月の納期分から口座振替が開始されます。ただし、5月に提出した人は、7月からの開始となります。ご注意ください。

口座振替の終了や振替方法変更 「口座振替を終了」「期別振替から全納」「全納から期別振替」など、振替方法を変更する場合は、税務課か大和・塩沢市民センターで振替日の8営業日前までに手続きしてください。

コンビニエンスストアで納税できます

納税できるコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載してあります。

※取扱期限にご注意ください

TAXサポート券での納税

南魚沼市スタンプ・ポイント連合会のTAXサポート券は、市役所窓口での納税に使用できます。

スマートフォン決済アプリで納税

納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、24時間どこでも納税できます。

※取扱期間にご注意ください

口座振替の納税証明書は、6月上旬に送付します。口座振替納税の場合の有効期限は、令和5年6月15日（木）です。
納税証明書に関する問合せは、税務課収税班 ☎773・6669まで



納税証明書
車検に必要です。車検証と一緒に保管してください。

変更・廃車手続きをしていない場合
1年分課税（月割はありません）
1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急に手続きをしてください。

4月2日以降に廃車（譲渡）の手続きをした場合
1年分課税（月割はありません）
変更・廃車手続きをしていない場合
1年分課税。来年の3月末までに手続きをしないと、来年度以降も課税されます。早急に手続きをしてください。

納税義務者は4月1日の所有者

納税通知書には、4月1日現在の登録内容が記載してあります。次の場合は、課税されます。

閏税務課 市民税係

☎773・6668

軽自動車税の納税通知書を
5月16日(月)に発送します
納期限は5月31日(火)